

通達で定められた健康診断について

● 通達で定められた健康診断の対象業務

通達で健康診断を実施するよう示されている業務等は次のとおりです。

1. 紫外線・赤外線にさらされる業務
2. 強烈な騒音を発する場所における業務
3. マンガン化合物(塩基性酸化マンガンに限る。)を取り扱う業務、又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
4. 黄りんを取り扱う業務、又はりん化合物のガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
5. 有機りん剤を取り扱う業務又は、そのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
6. 亜硫酸ガスを発散する場所における業務
7. 二硫化炭素を取り扱う業務又は、そのガスを発散する場所における業務(有機溶剤業務に係るものを除く。)
8. ベンゼンのニトロアミド化合物を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
9. 脂肪族の塩化又は臭化化合物(有機溶剤として法規に規定されているものを除く。)を取り扱う業務又はそれらのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
10. 砒素又は、その化合物(三酸化砒素を除く。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
11. フェニル水銀化合物を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
12. アルキル水銀化合物(アルキル基がメチル基又はエチル基であるものを除く。)を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
13. クロルナフタリンを取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
14. 沃素を取り扱う業務又はそのガス、蒸気若しくは粉じんを発散する場所における業務
15. 米杉、ネズコ、リョウブ又はラワンの粉じんを発散する場所における業務
16. 超音波溶着機を取り扱う業務
17. メチレンジフェニルイソシアネート(M.D.I)を取り扱う業務又はこのガス若しくは蒸気を発散する場所における業務
18. フェザーミル等飼肥料製造工程における業務
19. クロルプロマジン等フェノチアジン系薬剤を取り扱う業務
20. キーパンチャーの業務
21. 都市ガス配管工事業務(一酸化炭素)
22. 地下駐車場における業務(排気ガス)
23. チェーンソー使用による身体に著しい振動を与える業務

24. チェーンソー以外の振動工具(さく岩機、チップングハンマー、スインググラインダー等)の取扱いの業務
25. 重量物取扱い作業、介護作業等腰部に著しい負担のかかる作業
26. 金銭登録の業務
27. 引金付工具を取り扱う作業
28. VDT 作業
29. レーザー機器を取り扱う業務又はレーザー光線にさらされるおそれのある業務